

収支報告書 記載例

○ 収入・支出の分類基準

収入・支出の内容については、次の表を参考に分類してください。

【収入】

項 目		主 な 内 容	
党費又は会費 (個人が負担するもの)		個人が負担する党費又は会費 (規約等で定められたもの)	
寄 附	個人	個人からの寄附	自動車・事務所・労務等の無償提供や物品による寄附も含む
	法人その他の団体	企業や団体からの寄附 (党費又は会費を含む)	
	政治団体	政治団体からの寄附	
	政党匿名寄附	政党が演説会等で受けた1,000円以下の寄附	
機関誌紙の発行その他の事業による収入		機関紙等の発行収入、政治資金パーティーの開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費など	
借入金		個人あるいは金融機関等からの借入金	
本部または支部から供与された交付金		本部から支部への交付金(還付金)、支部から本部への納付金、支部間の交付金・寄附金	
その他の収入		預金利子など、上記以外の収入 金銭以外のものによる寄附をした時の時価相当分	

【支出】

項 目		主 な 内 容		
経 常 経 費	人件費	職員に支払われる給料、諸手当及び各種保険料など		
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料など		
	備品・消耗品費	備品の類(机、椅子、ロッカー、複写機等)や、消耗品の類(新聞、雑誌、事務用品等)の購入費		
	事務所費	事務所の賃借損料、公租公課、火災保険金、電話使用料、切手代など		
政 治 活 動 費	組織活動費	大会費、行事費、組織対策費、交際費など、団体の組織活動に要する経費(選挙以外に関するもの)		
	選挙関係費	選挙に関して支出される寄附金や活動費など		
	機 関 誌 紙 の 発 行 其 他 の 事 業 費	機関誌紙の発行事業費	機関誌紙の発行に関する人件費、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料など	
		宣伝事業費	遊説費や広告料、ビラ等の印刷費など団体の政策の普及宣伝に要する経費(選挙以外に関するもの)	
		政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要した会場借上費、講演諸経費など	
		その他の事業費	その他事業に関して要した経費	
	調査研究費	書籍購入費など、調査研究に要する経費		
	寄附・交付金	寄附や賛助金、本部や支部への交付金、負担金など		
その他の経費	上記に分類できないその他の支出 金銭以外のものによる寄附を受けた時の時価相当分			

収 支 報 告 書

（令和〇〇年分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称
この こうえんかい
甲野いちろう後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地
〇〇市〇〇1丁目7番11号

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名
甲野 一郎

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 無	（以下は、指定「有」の場合のみ記入）
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
公職の種類	福岡県議会議員
	〇〇選挙区
（現職・候補者の別）	（ <input checked="" type="radio"/> 現職 <input type="radio"/> 候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	甲野 一郎

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	
（現職・候補者の別）	（ <input type="radio"/> 現職 <input type="radio"/> 候補者）

4 会計責任者の氏名
乙川 次郎

連絡先（担当者） **丙山 三郎**
（電話） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

資金管理団体の指定の期間	
平成 〇〇年 3月 5日から	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 〇〇年 12月 31日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成・令和 年 月 日から	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成・令和 年 月 日まで	

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）	年分	整理区分	入力	バース
0000	0	種別 <input type="checkbox"/> 122 <input type="checkbox"/> 表紙 <input type="checkbox"/> 123 <input type="checkbox"/> 表紙 <input type="checkbox"/> 124 <input type="checkbox"/> 表紙	内容 <input type="checkbox"/> 125 <input type="checkbox"/> 表紙 <input type="checkbox"/> 126 <input type="checkbox"/> 表紙	資産 <input type="checkbox"/>

必須様式(1/4)

（その1）表紙 主な注意事項

- この様式は必ず提出してください。
- 「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「代表者の氏名」「会計責任者の氏名」は、設立届（異動届）で届出している内容により記入してください。
- 「政治団体の名称」には、ふりがなをつけてください。
- 「連絡先」欄は、この収支報告書を作成した担当者の連絡先（報告書の内容に関する問い合わせ先）を記入してください。なお、事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。
- 「政治団体の区分」「活動区域の区分」欄は、該当するものの「」にチェックを入れてください。
- 「資金管理団体の指定の有無」「国会議員関係政治団体の区分」欄は、12月31日現在の状況によりチェックを入れてください。
- 12月31日現在で資金管理団体や国会議員関係政治団体の該当がない場合は、欄内の「公職の種類」「公職の候補者の氏名」等を記載する必要はありません。
- 「公職の種類」を記載する場合には、選挙区名も記入してください。また、現職・候補者のどちらかに○印をつけてください。
- 「資金管理団体の指定の期間」「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄は、該当の期間が年の中途に始まる（終わる）場合にのみ記入してください。（該当の期間が通年となる場合、記入の必要はありません）（設立した年や解散する年の収支報告書の場合は、記入が必要でないか特に注意してください）
- 「選挙管理委員会使用欄」は、記入の必要はありません。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (「政治資金パーティー」の場合は欄外の※に注意すること。)									
事業の種類	金額					備考			
「〇〇だより」発行事業				9	0	0	0		
甲野一郎君を囲む新春の集い			3	5	6	0	0	0	令和3年1月28日 福岡市中央区××町5丁目1-7 □□会館●●の間
甲野一郎政経セミナー(3月)			1	2	6	6	0	0	令和3年3月1日 福岡市博多区〇〇1丁目3-2 ▲▲ホテル□□の間
甲野一郎政経セミナー(9月)			7	5	9	0	0	0	令和3年9月1日 福岡市中央区××町5丁目1-7 □□会館●●の間
「〇〇座談会」開催事業				1	2	0	0	0	
その他の催物事業				1	0	0	0	0	〇〇大会(県政報告会)
本頁上記の小計			2	4	1	2	0	0	0
合計			2	4	1	2	0	0	0

※ 政治資金パーティーによる収入である場合は、「事業の種類」欄には政治資金パーティーの名称を、「金額」欄には収入の金額(パーティー券のその年の売上額)を、「備考」欄には、開催年月日、開催会場の所在地、開催会場を記載すること。
政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。
また、収入が1千万円以上である政治資金パーティー(=特定パーティー)については、(その10)も記載すること。

事業収入

(その3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 主な注意事項

- 事業の種類ごとに、その年間の収入金額を記入してください。
(収入から経費を差し引いて計上しないでください)
- 機関紙誌の発行事業による収入の場合、「〇〇機関紙発行事業」「▲▲機関雑誌発行事業」などのように、発行物ごとに分けて記入してください。
- 政治資金パーティー開催による収入の場合、「〇〇パーティー」「▲▲パーティー」などのように、開催したパーティーごとに分けて記入し、備考欄には開催年月日、開催会場の所在地、開催会場名(部屋の名前も含む。)を記入してください。
(同じ名称のパーティーを期日や開催地区を変えて行った場合は、区別できるようにしてください)
- 政治資金パーティー開催による収入については、この様式のほか、様式(その10)(その11)(その12)にも記入が必要となる場合があるので注意してください。
 - ・様式(その10) … パーティー収入が1千万以上である政治資金パーティーについて記入
 - ・様式(その11) … 20万円を超えてパーティーの対価を支払った者がある場合に記入
 - ・様式(その12) … 20万円を超えてパーティーの対価の支払いのあつせんをした者がある場合に記入
- 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業以外の事業については「〇〇開催事業」「その他の催物事業」などとして記入してください。
(催し物の具体的な名称などを記載する場合は、備考欄に記入するようにしてください)
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

- ◇ 「政治資金パーティー」とは、対価を徴して行われる催物で、収入金額から開催経費を差し引いた残額を、政治活動に使用することとされているもののことを言います。
- ◇ 政治資金パーティーに関する収入の場合は、必ず備考欄に所定の事項を記入してください。部屋の名前の記載漏れが多いので、注意してください。
- ◇ 政治資金パーティー以外の収入の場合は、備考欄に開催日や開催会場等を記載する必要はありません。

(その4)

(4) 借入金												
借入先	金額										備考	
甲銀行(A支店)							5	0	0	0	0	令和〇年〇月〇日、▲月▲日
乙銀行(B支店)							2	0	0	0	0	令和〇年●月●日
本頁上記の小計							7	0	0	0	0	
合計							7	0	0	0	0	

※ 借入先ごとの金額を記載するものとし、借入先については具体的に記載すること。

借入金

(その4) 借入金 主な注意事項

- 借入先ごとに年間の借入金の合計額を記載してください。
- 「借入先」欄には「〇〇銀行(〇〇支店)」のように具体的な借入先を記入してください。
- 「備考」欄には、借り入れを行った年月日を記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 一の借入先に対する借入金残高が100万円を超える場合は、様式(その17)(その18)に「借入金あり」として記入が必要になりますので注意してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入													
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	備 考	
〇〇党福岡県本部				1	0	0	0	0	0	R3.2.1	福岡市〇〇区	〇〇2丁目3-3	
〃				5	0	0	0	0	0	R3.6.1	〃	〃	
〃				5	0	0	0	0	0	R3.10.1	〃	〃	
〇〇党北九州支部					5	0	0	0	0	R3.1.20	北九州市〇〇区	〇〇5丁目5-5	
〃					5	0	0	0	0	R3.6.10	〃	〃	
本頁上記の小計				2	1	0	0	0	0				
合 計				2	1	0	0	0	0				

※「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
(例) 東京都港区〇〇1丁目1-1
神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2
福岡市博多区〇〇3丁目3
糟屋郡宇美町〇〇4-4

※ 貴団体の本部又は支部から受け入れる対価を伴わない収入については、すべてこの様式に記載すること。

本部・支部交付金

(その5) 本部又は支部から供与された交付金 主な注意事項

- 貴団体の本部又は支部から供与された金額について、団体ごと、収入日ごとに記入してください。
- 同一の本部又は支部からの分は続けて記載し、同一団体内では日付順に並ぶように記入してください。
- 本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入のほか、**支部が他の支部から受けた収入も計上**してください。
- 「交付金を供与した本部又は支部の名称」は、正確に記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 本部や支部を有しない団体は、この様式の該当はありません。
(たとえ関係団体であっても、本部と支部の関係がない場合は該当はありません。)

◇ 政党支部が本部や同じ政党の支部から寄附を受けた場合は「政治団体からの寄附」でなく、この様式に計上してください。

◇ 公職の候補者の後援会の場合、政党から受けた寄附をこの様式に計上しないでください。
(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係ではありません。)

(その6)

(6) その他の収入												
摘要	金額									備考		
金銭以外のものによる寄附相当分						1	3	0	0	0	〇〇の無償提供(〇日分)	
事務所使用料						6	0	0	0	0	上半期分(〇〇会使用分)	
〃						6	0	0	0	0	下半期分(〇〇会使用分)	
本頁上記の小計						2	5	0	0	0		
1件10万円未満のもの										1	2	0
合計						2	5	0	1	2	0	

※ 1件10万円以上の収入については、個別に内容を記載し、それ以外のものについては、一括して「1件10万円未満のもの」欄に合算して計上すること。なお、預金利子については、同一金融機関の同一種類の預金利子であれば、証書番号が異なっても、まとめて1件とし、その利子の合計額が10万円以上であれば、収入年月日ごとに内訳を記載すること。

その他収入

(その6) その他の収入 主な注意事項

- 「2 収入項目別金額の内訳」(1)～(5)に計上した収入以外のものについて、様式(その2)～(その5)までに計上した収入以外のものについて計上してください。
- 1件あたりの収入金額が10万円未満のものについては、合算して「1件10万円未満のもの」欄に計上してください。
(同一の金融機関の預金利息など、1件について年に数回の収入がある場合は、それらを合算して10万円未満であるか否かを判断してください。)
- 1件あたりの収入金額が10万円以上のものについては、収入日ごとにその内容を次の要領で記入してください。
 - ・ 「摘要」欄 当該収入の基因となった事実を記入
(〇〇負担金、〇〇使用料、敷金払戻金、〇〇売却代など)
 - ・ 「金額」欄 収入した金額を記入
 - ・ 「備考」欄 収入日など、その他参考となる事項を記入
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「1件10万円未満のもの」及び「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ 社会通念上、報酬や対価、使用料等が支払われることが相当であるべきものを、無償で相手方に提供しているような場合は「金銭以外のものによる寄附」に該当します。

◇ 金銭以外のものによる寄附(物品の提供や、労務の無償提供など)を団体が行った場合は、時価で見積もった額を支出に計上するとともに、その寄附相当額について、この様式に「金銭以外のものによる寄附相当分」として計上する必要があります。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (寄附者の区分ごとに別表とすること)		寄附者の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
特 甲野 一郎	7000000	R3.1.10	福岡市〇〇区 〇〇2丁目13-4	県議会議員	
特 "	15000000	R3.2.5	"	"	
乙川 次郎	14000000	R3.6.25	〇〇市 〇〇1丁目3-5	自営業	
丙山 三郎	2000000	R3.7.1	糟屋郡〇〇町 大字〇〇100番地	農業	
"	4000000	R3.10.2	"	"	
丁島 百花	7000000	R3.8.9	熊本県熊本市△△区 〇〇1丁目3-5	会社員	
戊森 千恵	10000000	R3.9.27	佐賀県〇〇市 〇〇3丁目5-1	会社役員	事務所の無償提供
本頁上記の小計	47300000				
その他の寄附	24000000				
合計	49700000				

※「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
(例) 東京都港区〇〇1丁目1-1
神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2
福岡市博多区〇〇3丁目3-3
糟屋郡宇美町〇〇4-4

※ 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄(下から2行目)に記載することができる。

寄附の内訳

(その7) 寄附の内訳 主な注意事項

- 様式(その2)に計上した寄附のうち、「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」「政治団体からの寄附」について、その内訳を様式右上の「寄附者の区分」ごとに別々の用紙にして記入してください。
- 右上の「寄附者の区分」欄は、該当するものいずれか一つの「」にチェックを入れてください。
- 個々の寄附の内容(寄附者の氏名・住所等)は、次の区分により記入してください。

・寄附金控除の確認を受けるもの (個人からの寄附の一部のみ該当)	すべて	個々の寄附の内容を記入 ※寄附者の氏名・名称の50音順で記入 ※同一の寄附者の中では日付順に記入
・寄附金控除の確認を受けないもの ・会社等からの寄附 ・政治団体からの寄附	年間の寄附額が5万円超(50,001円以上) 年間の寄附額が5万円以下	「その他の寄附」欄に金額のみを合算して記入

※ 寄附金控除の確認を受けることができるのは「個人からの寄附」で次の要件を満たす寄附のみです。
① 設立届等で課税上の優遇措置の適用「有」と届出している団体へされたもの。
(政党支部、国会議員、知事、県議、政令市市長、政令市市議の後援団体など)
※ 現職でない者の後援団体の場合は、被後援者が選挙に立候補した年とその前年のものに限られる。
② 収支報告書に内容(寄附者の氏名・住所等)が記載されているもの。

- 特定寄附(公職の候補者本人が政党から受けた寄附を自己の資金管理団体に寄附するもの)については、氏名の前に「特」を記載してください。
- 「住所(所在地)」欄については、市郡名から記入してください。ただし、住所(所在地)が福岡県外である場合は「都道府県名」から記入してください。
- 対価を支払うべきことが、社会通念上相当であるものについて、無償で提供を受けた場合は、「金銭以外のものによる寄附」を受けたこととなりますので、時価を見積もって計上のうえ、無償提供である旨を備考欄に記入してください。
(この場合、経理上の処理として、同額を支出側の「その他の経費」に計上することになります)
- 寄附者の区分ごとに内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の寄附」及び「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳				寄附のあっせん者の区分			<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> その他の団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治団体			
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				提 供 年月日	集めた 期 間	住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考				
〇〇政治連盟			2	0	0	0	0	R3.10.1	R 3.9.1~9.30	〇〇市	〇〇2丁目1-1	丙野 八郎	
本頁上記の小計			2	0	0	0	0	※ 「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。 (例) 東京都港区〇〇1丁目1-1 神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2 福岡市博多区〇〇3丁目3-3 糟屋郡宇美町〇〇4-4					
その他の寄附													
合 計			2	0	0	0	0						

寄附あっせん

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳				金 額		年月日	備 考
政党匿名寄附を受けた場所	金 額				年月日	備 考	
福岡市〇〇区〇〇町2番地〇〇駅前街頭			9	7	3	0	R3.4.1
〇〇郡〇〇町3番地〇〇会館〇〇の間			1	2	3	3	R3.5.1
本頁上記の小計			2	2	0	6	5
合 計			2	2	0	6	5

政党匿名寄附

※ 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載すること。場所の記載については、「福岡市中央区天神2丁目〇〇駅前街頭」等詳細を記載すること。

(その8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳
(その9) 政党匿名寄附の内訳

主な注意事項

- 様式(その2)に計上した寄附のうち、「寄附のあっせんによるもの」「政党匿名寄附」について、それぞれの様式に記入してください。
- 様式(その8)については、様式(その7)に準じて記入してください。
- 様式(その9)は、政党(の支部)以外の団体には該当がありません。
- 様式(その9)の「政党匿名寄附を受けた場所」の欄には、所在地及び具体的な会場名を記入するようにしてください。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入(その3)のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額									対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
	千円	百円	十円	円	角	分	秒	微	ナノ				
甲野一郎君を囲む新春の集い			3	5	6	0	0	0	0	89	R3.1.28	福岡市中央区 ××町5丁目1-7 □ □会館●●の間	8,000,000円 200人
甲野一郎政経セミナー(3月)			1	2	6	6	0	0	0	211	R3.3.1	福岡市博多区 ○○1丁目3-2 ▲▲ ホテル□□の間	
本頁上記の小計			1	6	2	2	0	0	0				
合計			1	6	2	2	0	0	0				

※「開催場所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入し、会場名まで記入してください。

(例) 東京都港区○○1丁目1-1 ○○ホテル○○の間
神奈川県横浜市中区○○2丁目2-2 ○○ホテル○○の間
福岡市博多区○○3丁目3-3 ○○ホテル○○の間
糟屋郡宇美町○○4-4 ○○会館○○の間

※ 様式その3のうち特定パーティーについて記載すること。
前年以前の収入がある場合、備考欄に前年分の収入金額及び対価の支払をした者の数を記入すること。
他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

特バ収入内訳

(その10) 特定パーティーの対価に係る収入の内訳 主な注意事項

- 様式(その3)に計上した政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、その収入が1千万円以上であるパーティー(特定パーティー)について記入してください。
(収入が1千万円以上になると見込まれるパーティーも含まれます。)
- 一の特定パーティーの対価に係る収入が複数年にまたがってあった場合、「備考」欄には、前年以前において収入した金額及びその支払った者の数を記入してください。
- 「特定パーティーの名称」欄に記入するパーティーの名称は、様式(その3)に記入している名称と同じになるようにしてください。
- 「開催場所」欄については、所在地及び開催会場(部屋の名前も含む。)について記入してください。
なお、所在地が福岡県外である場合は「都道府県名」から記入してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。

◇ この様式には、収入が1千万円以上となる(ことが見込まれる)政治資金パーティーのみが該当します。

◇ 収入が複数年にまたがって発生するもの(年末年始に開催されるパーティーなど)については、そのパーティーに関する各年の収入を合算して1千万円以上になるかどうかで、記入が必要であるか否かを判断してください。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		甲野一郎政経セミナー (9月)			
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)				対価の支払をした者の区分		住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)		職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
金額				年月日					
○×工業 (株)			3000000	R3.8.1	福岡市○○区	○○1丁目1-1	A村 一夫		
(株) ○○商事			2100000	R3.8.2	東京都□□区	□□2丁目2-2	B村 二夫		
△△産業 (株)			4500000	R3.8.3	熊本県熊本市△△区	△△3丁目3-3	C村 三夫		
本頁上記の小計			9600000						
合計			9600000						

※ 「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。

※ 様式その3のうち一つの政治資金パーティーにおいて、同一の者からの対価の支払でその金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。前年以前の支払いをした者がある場合、備考欄に前年分の支払金額及び年月日を記載すること。

バ収入内訳

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳				政治資金パーティーの名称		甲野一郎政経セミナー (9月)			
対価の支払のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)				対価の支払のあつせん者の区分		住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
金額				提供年月日	集めた期間				
○○政治連盟			3000000	R3.8.1	R3.7.1~7.31	福岡市△△区	○○1丁目2-3	D村 四夫	
本頁上記の小計			3000000						
合計			3000000						

※ 「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。

バ収入あつせん

(その11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

(その12) 政治資金パーティーの対価のあつせんに係る収入の内訳 主な注意事項

- 様式 (その3) に計上した政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの支払い (対価のあつせん) で、その合計が20万円を超えるもの (200,001円以上のもの) について記入してください。
(同一の者からの支払いが20万円までのものについては記入の必要はありませんが、必要に応じて記入するのは差し支えありません。)
- 政治資金パーティー及び対価の支払をした者の区分 (対価の支払のあつせん者の区分) ごとに別々の用紙にして記入してください。
- 「政治資金パーティーの名称」欄に記載する政治資金パーティーの名称は、様式 (その3) に記入している名称と同じになるようにしてください。
- 「対価の支払をした者の区分」 (「対価の支払のあつせん者の区分」) 欄は、該当するものいずれか一つの「□」にチェックを入れてください。
- 区分ごとに内容が1枚の様式中に収まらない場合、「合計」欄は、各区分の最後のページにのみ記入してください。

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額										備 考 ^(※)
項 目												
1 経常経費												「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ごとにその14に内訳を記載すること
(1) 人件費												⑥
(2) 光熱水費												⑦
(3) 備品・消耗品費												⑧
(4) 事務所費												⑨
小 計												⑩ (⑥～⑨の計)
2 政治活動費												項目ごとにその15に内訳を記載すること
(1) 組織活動費												⑪
(2) 選挙関係費												⑫ 30,000
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												⑬ (ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費												
イ 宣伝事業費												
ウ 政治資金パーティー開催事業費												
エ その他の事業費												
(4) 調査研究費												⑭
(5) 寄附・交付金												⑮ 1,000,000
(6) その他の経費												⑯
小 計												⑰ (⑪～⑯の計) 1,030,000
合 計												⑱+⑰ 1,030,000

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式その16により報告すること。

★支出がある場合には、本様式は必須となる。

(その13) 支出の総括表 主な注意事項

- 支出が1円でもある場合は、この様式を必ず記入してください。
(支出が0円であれば記入の必要はありません。)
- 支出の内訳については、次の区分により所定の様式に記入してください。

項 目		国会議員関係政治団体 及び資金管理団体	左記以外の団体
経 常 経 費	(1) 人件費	項目ごとに支出の内訳を 様式(その14)に記入	内訳の記入不要
	(2) 光熱水費		
	(3) 備品・消耗品費		
	(4) 事務所費		
政 治 活 動 費	(1) 組織活動費	項目ごとに支出の内訳を 様式(その15)に記入	項目ごとに支出の内訳を 様式(その15)に記入
	(2) 選挙関係費		
	(3) ア 機関紙誌の発行事業費		
	イ 宣伝事業費		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		
	エ その他の事業費		
	(4) 調査研究費		
	(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費			

※その14に記入が必要なのは「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」であった期間中の支出に限られます。

- 本部又は支部に対して供与した交付金については、該当する支出項目の**備考欄にその額を記入し、内訳を様式(その16)に記入**してください。
- 「合計」欄の額が、様式(その2)に計上した「支出総額」と一致しているか必ず確認してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 備品・消耗品費				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
						(団体にあっては、その名称)	(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
机の購入				5 5 0 0 0	R3.5.2	〇〇家具	福岡市△△区〇〇町×番〇号	
用紙購入費				5 0 0 0 0	R3.7.1	△△文具店	糟屋郡〇〇町大字△△	
新聞購読料				4 5 0 0 0	R3.1.5	〇〇新聞	〇〇市〇〇町〇番〇号	
〃				4 5 0 0 0	R3.2.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.3.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.4.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.5.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.6.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.7.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.8.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.9.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.10.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.11.5	〃	〃	
〃				4 5 0 0 0	R3.12.5	〃	〃	
本頁上記の小計				1 5 9 0 0 0				
その他の支出				1 3 8 6 0 0 0				
合計				1 5 4 5 0 0 0				

※ この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。
 ※ 「項目別区分」欄には、その13「1 経常経費」中の(2)～(4)のいずれかの項目名を記載すること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その14) 経常経費の内訳 主な注意事項

○ この様式には、様式（その13）「1 経常経費」中の(2)～(4)に計上した額のうち、「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出について記入してください。

（該当の期間がない団体や、該当する支出がない団体の場合、本様式の記入の必要はありません。）

○ 右上の「項目別区分」欄には、様式（その13）「1 経常経費」中の(2)～(4)のいずれかの項目名を記入してください。

（項目ごとに別々の用紙を使用してください。）

○ 個々の支出の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）については、次に該当する支出について記入してください。「領収書等の写し」の添付が必要です。

	国会議員関係政治団体	資金管理団体
(2) 光熱水費	1 件 1 万円超(10,001円以上)	1 件 5 万円以上
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		

※ 「1 件」とは一の債権債務関係をいいます。詳しくは、16ページの説明を参照してください。
 ※ 「国会議員関係政治団体」かつ「資金管理団体」の場合は、「国会議員関係政治団体」の区分によります。
 ※ 「領収書等の写し」については、16ページの説明を参照してください。
 ※ 「人件費」については、この様式（その14）に記入する必要はありません。

○ 少額の支出については、「その他の支出」欄にその合計額を記入してください。「領収書等の写し」の添付は不要です。

※ 「少額の支出」とは次の支出をいいます。

国会議員関係政治団体	資金管理団体
1 件 1 万円以下	1 件 5 万円未満(49,999円以下)

○ 内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、各項目の最後のページにのみ記入してください。

「1件あたりの支出」の考え方

- 「1件」とは、一の債権債務関係（契約、売買等）のことをいいます。したがって、分割払いや月賦払いの場合は、その支払総額で個々の内容の記入の要否を判断することになります。

【記入が必要な例】

- (例1) 60,000円の物品を購入し、60,000円を支払った。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容の記入が必要。
 - (例2) 60,000円の物品を購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容（毎月の支払い内訳）の記入が必要。
 - (例3) 5,000円の物品を12個一度に購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。
→ 1回で60,000円分の売買をしているので、内容（毎月の支払い内訳）の記入が必要。
- 経常経費の中で、毎月支払いが発生していると思われるものについての一般的な考え方は次のとおりです。あくまで一般的な考え方ですので、収支報告書の記載に当たっては、それぞれの契約内容・期間を確認して記入してください。

	契約等の一例	収支報告書への記載
電気の使用料	需給契約が成立した日から1年間 1年ごとに自動更新 料金は月払い	1年間（契約期間）の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
ガスの使用料 水道の使用料	需給契約が成立した日から解約の日まで 料金は月払い	当初からの支払いの合計が5万円（1万円）に達したら、以後は少額であっても各月の支払いを個別に記入する。
新聞定期購読料	契約期間は半年間など 料金は月払い	契約期間の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
事務所の家賃	契約期間は1年間など 契約の更新あり 賃料は月払い	契約期間の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。
電話使用料	加入電話の提供を開始した日から起算して 1月間 1月ごとに自動更新	月の支払いの合計が5万円以上（1万円超）となる場合は、各月の支払いを個別に記入する。

※ 括弧書きの「1万円」「1万円超」は、国会議員関係政治団体の場合です。

※ 経常経費に関して支出の内訳の記入が必要なのは「国会議員関係政治団体」と「資金管理団体」のみです。

「領収書等の写し」について

- 「領収書等の写し」は収支報告書とは別綴じにして提出してください。

※ 「領収書等」とは、支出の相手方が発行した、「支出の目的」、「金額」及び「支出年月日」が記載された支出を証明する書類のことです。振込明細書などはこれに該当しませんが、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を提出することは不要となりました。

※ 「写し」は、領収書等を複写機で複写（コピー）したものに限られます。

※ 「領収書等の写し」は、収支報告書に記入している順番に並ぶように整理してください。

※ 写しの綴じには、団体名を記した表紙を付けてください（様式綴の最後に綴じた用紙も使用できます）。

- 1枚の用紙（A4判）に複数の「領収書等の写し」を入れる場合は、それぞれが重ならないようにしてください。

- 領収書等がない支出については、（領収書等の代わりに）次の書類を作成し提出してください。

区 分	提出する書類
領収書等はないが、金融機関等の振込明細書があるもの	① その支出の「振込明細書」（写しに但書をした場合はこの書類のみで領収書扱いとなる（②が不要）。） ② 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれか
上記以外のもの（領収書等も振込明細書もないもの）	① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」のみ

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費		組織対策費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考				
趣意書印刷費	220000	R3.2.9	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇番〇号					
〃 発送費	90000	R3.2.20	△△郵便局	糟屋郡〇〇町大字〇〇					
本頁上記の小計	310000					※ 「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別表とすること。			
その他の支出	2581649								
合計	2891649								

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15) 政治活動費の内訳 主な注意事項(その1)

- この様式には、様式(その13)「2政治活動費」に計上した支出について記入してください。
(該当する支出がない場合は、本様式の記入の必要はありません。)
- 右上の「項目別区分」欄には、様式(その13)「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記入してください。
(小分類ごとに別々の用紙を使用してください。)

<項目区分ごとの小分類の例>

項目区分(=項目名)	小分類(括弧内)の例
(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、渉外費、交際費
(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞
(3) ア 機関誌紙の発行事業費	機関誌紙名(印刷費、発送費等に分類しても可)
イ 宣伝事業費	遊説費、自動車購入・維持費、広告費、パンフレット作成費
ウ 政治資金パーティー開催事業費	パーティー名(パーティーごとに分類)
エ その他の事業費	事業名(個別の事業ごとに分類)
(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費
(5) 寄附・交付金	寄附、賛助金、支部交付金、負担金
(6) その他の経費	雑費、借入金返済、金銭以外のものによる寄附相当分 など (個々の内容に応じて分類)

- ※ 選挙にあたって候補者個人へ選挙運動資金を提供(寄附)した場合については、「(5) 寄附・交付金」ではなく「(2) 選挙関係費」で整理してください。
なお、候補者個人が支払った選挙運動に関する支出は、政治団体の収支報告には含まれません。
- ※ 「政治資金パーティー開催事業費」については、必ず、各政治資金パーティーごとに用紙を分けて記入してください。
なお、その際の政治資金パーティーの名称は、様式(その3)に記入した名称と一致させてください。
- ※ 事務所の無償提供など「金銭以外のものによる寄附」を受けた場合については、その支出相当額を「(6) その他の経費」に「金銭以外のものによる寄附相当分」として計上するようにしてください。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (甲野一郎君を囲む新春の集い)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
						(団体にあっては、その名称)	(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
会場借上料	1	5	0	0	R3.2.1	〇〇会館	福岡市△△区〇〇町1丁目〇番〇号	
食事代	8	0	0	0	"	"	"	
講師謝礼	2	0	0	0	"	西田 三夫	京都府京都市〇〇区〇〇2丁目〇番〇号	
本頁上記の小計	1	1	5	0		※ 「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパーティごとに別業とすること。		
その他の支出	3	4	5	7				
合計	1	4	9	5				

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15) 政治活動費の内訳 主な注意事項 (その2)

- 個々の支出の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)については、次に該当する支出について記入してください。「領収書等の写し」の添付が必要です。

国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の団体
1件1万円超(10,001円以上)	1件5万円以上	1件5万円以上

※ 「1件」とは一の債権債務関係をいいます。詳しくは、16ページの説明を参照してください。
※ 「国会議員関係政治団体」かつ「資金管理団体」の場合は、「国会議員関係政治団体」の区分によります。
※ 「領収書等の写し」については、16ページの説明を参照してください。

- 少額の支出については、「その他の支出」欄にその合計額を記入してください。「領収書等の写し」の添付は不要です。

※ 「少額の支出」とは次の支出をいいます。

国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の団体
1件1万円以下	1件5万円未満(49,999円以下)	1件5万円未満(49,999円以下)

- 各分類ごとの内容が1枚の様式中に収まらない場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、各項目(小分類)の最後のページにのみ記入してください。
- 項目ごとの合計額が、様式(その13)に計上している額と一致しているか必ず確認してください。
- 振込手数料の分類は、振込の目的に応じて分類してください。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能です。

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳 (支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)													
支出項目	金額									年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
選挙関係費					3	0	0	0	0	R3.4.20	〇〇党△△支部	〇〇市〇〇町〇番〇号	
寄附・交付金					5	0	0	0	0	R3.5.15	〃	〃	
〃					5	0	0	0	0	R3.10.25	〃	〃	
本頁上記の小計					1	0	3	0	0				
合計					1	0	3	0	0				

※ 支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものについて、支出項目ごとに記載すること。

本部支部支出 再掲

(その16) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 主な注意事項

- 貴団体の本部又は支部に対して供与した交付金（交付金・寄附金・上納金など）について、その金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記入（再掲）してください。
- 内容が1枚の様式中に収まらない場合「合計」欄は、最後のページにのみ記入してください。
- この様式に記入した額については、様式（その13）の該当する支出項目の備考欄にもその合計額を記入してください。

- ◇ 本部や支部を有しない団体は、この様式の該当はありません。
(たとえ関係団体であっても、本部と支部の関係にない場合は該当はありません。)
- ◇ 政党支部が他の支部に寄附をした場合も、この様式の該当になります。
- ◇ 少額のものであっても、該当するものはすべて内容を記入する必要があるので注意してください。
- ◇ 公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないでください。
(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係ではありません。)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 有の場合、その内訳を(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

(その17) 資産の状況 主な注意事項

- この様式は必ず記入してください。
- 団体が保有している資産の有無について、該当する方の「□」にチェックを入れてください。
- 資産が「有」の場合、その内容について、様式(その18)に記入してください。

- ◇ **団体の資産の有無**について記入してください。
(候補者の資産の有無を記入するものではありません。)
 - ◇ 「オ」の「預金又は貯金」とは、普通預金、当座預金及び普通貯金以外のもの
(例：定期預金、定額貯金など)を言いますので注意してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分 <u>土地</u>																	
摘要	金額										年月日	備考							
〇〇市〇〇町1丁目7番11号	1	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	1.昭和 2.平成 3.令和	0	1	0	6	1	9	132.32㎡
												1.昭和 2.平成 3.令和							
												1.昭和 2.平成 3.令和							

※(その17)で「有」としたものについて、その内訳をア～シの別にそれぞれ別業にして作成すること。
 なお、各欄については、それぞれ下表に示す事項について記載すること。

「項目別区分」欄	「摘要」欄	「金額」欄	「年月日」欄	「備考」欄
ア 土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積
イ 建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積
ウ 地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別	取得の価額	取得年月日	面積
エ 動産	品目	取得の価額	取得年月日	数量
オ 預金又は貯金	「残高」と記載すること。	金額		
カ 金銭信託	「金銭信託」と記載すること。	金額	設定年月日	
キ 有価証券	種類	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量
ク 出資による権利	出資先	金額	出資年月日	
ケ 貸付金	貸付先	貸付残高		
コ 敷金	支払先	金額	支払年月日	
サ 施設の利用に関する権利	種類	取得の価額	取得年月日	施設の名称
シ 借入金	借入先	借入残高		

資産の内訳

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分 <u>動産</u>																
摘要	金額										年月日	備考						
自動車	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1.昭和 2.平成 3.令和	0	1	0	6	1	9	1台
応接セット	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.昭和 2.平成 3.令和	0	2	0	4	0	1	1組
絵画	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1.昭和 2.平成 3.令和	6	2	0	5	0	1	1点。設立日前の取得だが、価額、年月日とも不明。取得年月日は設立日。価額は設立日における見積額
//	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1.昭和 2.平成 3.令和							1点。設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが、価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額
											1.昭和 2.平成 3.令和							

※(その17)で「有」としたものについて、その内訳をア～シの別にそれぞれ別業にして作成すること。
 なお、各欄については、それぞれ下表に示す事項について記載すること。

「項目別区分」欄	「摘要」欄	「金額」欄	「年月日」欄	「備考」欄
ア 土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積
イ 建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積
ウ 地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別	取得の価額	取得年月日	面積
エ 動産	品目	取得の価額	取得年月日	数量
オ 預金又は貯金	「残高」と記載すること。	金額		
カ 金銭信託	「金銭信託」と記載すること。	金額	設定年月日	
キ 有価証券	種類	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量
ク 出資による権利	出資先	金額	出資年月日	
ケ 貸付金	貸付先	貸付残高		
コ 敷金	支払先	金額	支払年月日	
サ 施設の利用に関する権利	種類	取得の価額	取得年月日	施設の名称
シ 借入金	借入先	借入残高		

資産の内訳

(その18) 資産等の項目別内訳 主な注意事項

- この様式は、様式(その17)で「有」にチェックをしたものについて、その内容を記入してください。資産等の項目ごとに別々の用紙を使用してください。
- 各欄の記入にあたっては、様式枠外の注意書きを参考にしてください。注意書きで斜線になっている欄については記入の必要がない欄です。
- 土地の場合など「摘要」欄に「所在」を記入する際は番地まで記入してください。

3 不動産の利用の現況

不 動 産 の 内 訳	項目別区分		利 用 の 現 況			
	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		事務所以外の用に供している場合			
摘 要	用 途	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額	
〇〇市〇〇町1丁目7番11号	事務所用地					

(その19) 不動産の利用の現況 主な注意事項

- この様式は、資金管理団体である団体が「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権」を有している場合に、記入するものです。
- 記入の際は「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権」の区分ごとに別々の用紙に記入してください。
- 「摘要」欄には、土地・建物等の「所在」を記入してください。
- 「用途」欄には、事務所の用に供している場合はその旨を記入し、それ以外の場合は「賃貸」「無償貸与」などと用途を記入してください。
- 「用途」が事務所以外の用途である場合は「事務所以外の用に供している場合」の各欄を記入してください。

◇ この様式は、資金管理団体でかつ、不動産を所有している団体のみが該当します。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
令和4年〇〇月〇〇日

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

会計責任者の氏名 乙川 次郎

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書(解散届に添付する収支報告書)のみ記入すること。 署名又は記名押印

代表者の氏名

(備考) 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。
解散する年の収支報告書である場合には、「代表者の氏名」欄にも記名押印又は署名をすること。 なお、署名の場合には、必ず代表者本人が自署すること。
宣誓日は、必ず記載し提出すること。

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
政治団体の解散に伴う報告書の場合は、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

必須様式(4/4)

(その20) 宣誓書 主な注意事項

- この様式は必ず記入してください。
- 「政治団体の名称」「会計責任者の氏名」は、様式(その1)に記入している内容と一致させてください。
- 「会計責任者の氏名」は必ず「記名押印」又は会計責任者本人の「署名」によってください。
- 「宣誓日」の日付に誤りがないように注意してください。
(よくある記入誤り)
 - ・日付が去年の日付になっている。
 - ・政治資金監査報告書の日付より前の日付になっている(国会議員関係政治団体)。
 - ・解散日以前の日付になっている(解散分)。
- 「代表者の氏名」欄は、解散届に添付する収支報告書(解散した年の分の収支報告書)にのみ記名・押印又は署名してください。
(解散年でない場合には記入しないでください。)

例1：令和3年12月28日に解散
→ 解散した年は「令和3年」 → 令和3年分に代表者の記名・押印又は署名が必要
例2：令和4年1月28日に解散
→ 解散した年は「令和4年」 → 令和3年分は会計責任者の記名・押印又は署名のみ
令和4年分に代表者の記名・押印又は署名が必要

- 「監査意見書」は、政党の支部やその他の政治団体、資金管理団体は提出する必要はありません。
- その年に、国会議員関係政治団体である(であった)団体は、登録政治資金監査人が作成した「政治資金監査報告書」の添付が必要です。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的			金 額			年月日	領収書等を徴し難かった事情			
項 目	摘 要		千	百	十					
事務所費	家賃		1	2	0	0	0	R3.1.15	口座振替(自動引き落とし)によるため	
組織活動費	交際費	パーティー会費		6	0	0	0	R3.5.10	銀行振込による支払いのため	
選挙関係費	寄附	事務所無償提供		1	5	0	0	R3.6.20	無償提供をしたため	
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分			8	0	0	0	R3.8.30	無償提供を受けたものため	
								※その他、徴し難かった事情の記載例	→	社会通念上領収書を徴し難かったため

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

会計責任者の氏名 乙川 次郎 ← 署名又は記名押印

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 「支出の目的」欄には、政治資金規正法施行規則別記第7号様式記載要領16の例により、分類して記載すること。
- 3 会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
政治資金パーティ開催事業費	会場借上料

政治団体の名称 甲野いちろう後援会

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上料」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別業とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り)と併せて提出すること。
- 6 振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、この用紙を添付する必要はないこととされたので留意すること。

「領収書等を徴し難かった支出の明細書」 「振込明細書に係る支出目的書」

主な注意事項

- これらの様式は、領収書等の写しを添付すべき支出について、その領収書がない場合に記入するものです。
- いずれの様式とも、「項目」欄には、様式(その14)(その15)に記入している支出の項目別区分を、「摘要」欄には、個々の支出の目的等を記入してください。
- 口座振込による支払いで、金融機関等の振込明細書がある場合には、「領収書を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれか一方に記入し、その振込明細書の写しと併せて提出してください。
- ただし、金融機関への振込により発行された「振込明細書」において、「支出の目的」(例：●●料金)が記載されている場合(会計責任者が当該「振込明細書」の余白に「支出の目的」を記載した場合を含みます。)は、「振込明細書に係る支出目的書」の作成・提出は不要です。
- また、コンビニエンスストアへの公共料金等の支払い時や運送会社への代金引換時、当該事業者が発行する書面で「支出の目的」「金額」「年月日」が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。
- 「領収書の紛失」は領収書等の徴し難かった理由として認められませんので、そのような場合は、支払先に領収書の再発行を依頼してください。
また、お祭りの屋台や移動型の飲食店等での支払い時、販売店側に定型の領収書等の用紙を備えていないことだけでは、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。
このときは、販売店に対して、任意の用紙に領収書等の3事項「支出の目的」「金額」「支払年月日」の記載を求めてください。

◇ これら2つの様式は、「領収書等の写し綴」の中に綴ってください。

※ この資料の内容は、政治資金規正法の主な内容について、簡単にまとめたもので、詳しい説明や内容の多くを省略していますので、御注意ください。

政治資金を規正する基本的考え方

- ① 政治団体の届出や収支報告を義務づけ、その内容を公開すること。
- ② 政治活動に関する寄附について、対象者による制限や量の制限などを設けること。

1 政治団体の種類

- ①政党・・・・・・・・・・所属国会議員が5人以上などの要件を満たす団体
- ②政治資金団体・・・・・・・・・・政党のために資金援助を行う団体
- ③その他の政治団体・・・・・・・・・・上記①②以外の団体（主義主張団体、後援団体等）
- ④資金管理団体・・・・・・・・・・公職の候補者等が自分のために政治資金の拠出を受ける団体として指定した団体
- ⑤国会議員関係政治団体・・・・・・・・・・国会議員の候補者等が代表者である団体、国会議員の候補者等の後援団体など

2 届出・報告の義務

- ①設立届・・・・・・・・・・団体を設立した時
- ②届出事項の異動届・・・・・・・・・・事務所の移転、代表者等の変更時など
- ③解散届・・・・・・・・・・解散をした時
- ④資金管理団体指定届・・・・・・・・・・資金管理団体を指定した時
- ⑤資金管理団体異動届・・・・・・・・・・事務所の移転時など（資金管理団体のみ）
- ⑥資金管理団体指定取消届・・・・・・・・・・指定の取消時と解散時（資金管理団体のみ）
- ⑦政治資金収支報告書・・・・・・・・・・年1回と解散時

3 政治団体の会計

- ①会計帳簿の備え付け・・・・・・・・・・収入簿、支出簿、運用簿を備えておかなければならない。
- ②領収書等の徴収義務・・・・・・・・・・1回の支出が5万円以上のものは徴収しなければならない。
（国会議員関係政治団体は全ての支出について徴収）
- ③会計帳簿等の保存義務・・・・・・・・・・会計帳簿・領収書等は、収支報告書の要旨が公表されてから3年間保存しなければならない。（報告期限までに提出された収支報告書は、通常11月末に公表される。）

4 寄附の授受の制限

(1) 寄附を受けることが禁止されているもの

- ①会社、労働組合・職員団体等からの寄附（政党の場合は寄附を受けられます）
- ②補助金等を受けている会社等からの寄附
- ③赤字会社からの寄附
- ④外国人・外国法人等からの寄附（一部例外あり）
- ⑤匿名による寄附（政党の場合は例外あり）

(2) 寄附額の制限

- ①政党以外の団体は、1の個人からは年間150万円まで、1の政治団体（政党除く）からは年間5,000万円までしか寄附を受けることができない。
- ②政党の場合は、相手方（個人・会社等）が年間にできる寄附総額の範囲内で寄附を受けることができる。
- ③資金管理団体は、団体の代表者である公職の候補者等から、その者が年間にできる寄附総額の範囲内で寄附を受けることができる。